

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 4 月 22 日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第 1 号

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第 1 条関係）

区 分		開 館 時 間	休 館 日
中央図書館、 伏見中央図書 館及び醍醐中 央図書館	成人図書室及び 参考図書室（伏 見中央図書館及 び醍醐中央図書 館にあつては、 成人コーナー）	午前10時から午後 8 時30分まで。ただ し、日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律に規定する休日（以下「休 日」という。）については、午前10時 から午後 5 時まで	（1）火曜日（火曜日 が休日に当たると きは、その日後最 初に到来する休日 でない日） （2）1月1日から同 月4日まで及び12 月28日から同月31 日まで
	児童図書室（伏 見中央図書館及 び醍醐中央図書 館にあつては、 児童コーナー）	午前10時から午後 5 時まで	（3）図書館資料の整 理等のために必要 な期間として年間 15日以内で教育長 が定める期間

分館	岩倉図 書館及 び東山 図書館	成人コーナー	午前10時から午後5時まで。ただし、 月曜日及び木曜日（当該月曜日又は木 曜日が休日に当たる場合を除く。）に ついては、午前10時から午後7時まで	<p>(1) 火曜日（火曜日 が休日に当たると きは、その日後最 初に到来する休日 でない日）並びに 毎月の第2水曜日 及び第4水曜日（ 当該水曜日が休日 に当たる場合を除 く。）</p> <p>(2) 1月1日から同 月4日まで及び12 月28日から同月31 日まで</p> <p>(3) 図書館資料の整 理等のために必要 な期間として年間 15日以内で教育長 が定める期間</p>
		児童コーナー	午前10時から午後5時まで	
	吉祥院 図書館、 向島図 書館及 び久我			<p>(1) 火曜日（火曜日 が休日に当たると きは、その日後最 初に到来する休日 でない日）並びに</p>

<p>のもり 図書館</p>	<p>図書室</p>	<p>午前10時から午後5時まで</p>	<p>毎月の第2水曜日 及び第4水曜日（ 当該水曜日が休日 に当たる場合を除 く。） （2）1月1日から同 月4日まで及び12 月28日から同月31 日まで （3）図書館資料の整 理等のために必要 な期間として年間 15日以内で教育長 が定める期間</p>
<p>醍醐区 書館</p>	<p>図書室</p>	<p>午前10時から午後5時まで</p>	<p>（1）月曜日（月曜日 が休日に当たると きは、その日後最 初に到来する休日 でない日）並びに 毎月の第2火曜日 及び第4火曜日（ 当該火曜日が休日 に当たる場合を除 く。）</p>

			<p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>(3) 図書館資料の整理等のために必要な期間として年間15日以内で教育長が定める期間</p>
その他の分館	成人コーナー	午前10時から午後7時30分まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日については、午前10時から午後5時まで	<p>(1) 火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに毎月の第2水曜日及び第4水曜日（当該水曜日が休日に当たる場合を除く。）</p> <p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</p> <p>(3) 図書館資料の整</p>
	児童コーナー	午前10時から午後5時まで	

				理等のために必要な期間として年間15日以内で教育長が定める期間
--	--	--	--	---------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行する。

(京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

2 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 8 号中「図書館(久世ふれあいセンター図書館を含み、北図書館、左京図書館、山科図書館、下京図書館、南図書館、右京図書館、西京図書館及び洛西図書館を除く。)」を「中央図書館、伏見中央図書館及び醍醐中央図書館」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(10) 岩倉図書館及び東山図書館に勤務する職員が正規の勤務として午前 10 時 45 分から午後 7 時 30 分まで勤務したとき

第 7 条第 2 項第 1 号中「及び第 9 号」を「, 第 9 号及び第 10 号」に改める。

(中央図書館図書課)